

社船実習生の安全確保について

船社は、社船実習船における社船実習生の安全確保を図るため、次の措置をとるものとする。

1. ISM コードに基づき船内にある者に対し適用される各船社の SMS 安全管理マニュアルを遵守するものとする。
2. 社船実習生は、学校教育の一環として乗船しており、未熟であることを踏まえ、教員その他の乗組員は、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 乗船時の安全確保に係る指導

① 閉鎖部の出入り

- ア. ドアに手をはさまないこと
- イ. ドア枠に頭をぶつけないこと
- ウ. 暴露部に出る場合は、風上側のドアを使用しないこと
- エ. ドアの開閉は確実に行うこと
- オ. ドアを開放するときは、バックフックを使用し、固定すること

② 階段の昇降

- ア. 両手で荷物を持った状態で、昇降しないこと
- イ. 昇降の際、必ずハンドレールを持ち、いつでも体を保持すること
- ウ. 両手でハンドレールを持つ場合は、片手は順手、片手は逆手にすること
- エ. 階段の降り口で飛び出さないこと

③ 蒸気・温水の使用

- ア. 最初は、バルブを少し開き温度を確かめてから、使用すること
- イ. 高温部に触れないこと

④ 通行

- ア. 船内では、走らない。屈曲部では出会い頭に衝突しないこと
- イ. 歩行中、突起物、段差に注意すること

(2) 乗船中の安全確保

① 人員確認

ア. 停泊中

名札又は名簿等により在船の把握ができる体制とするとともに、次の時機に社船実習生の人員確認を行う。

a. 定められた実習開始時刻

b. その他船長が定めた点検時

イ. 航海中

社船実習生が航海当直に入直する場合は、教員（当直職員）は、航海当直に入直する前及び当直終了後に社船実習生の人員確認を行う。

社船実習生が入直しない場合は、停泊中の人員確認に準ずる。

ウ. 行方不明に対する対応

停泊中及び航海中の人員確認の結果、社船実習生の行方不明事故の発生が疑われる場合、船長は、行方不明事故の発生が疑われる場合は、船内搜索、人員確認、乗組員等からの事情聴取等により状況を確認し、行方不明事故と判断した場合は、SMS 安全管理マニュアルに従い対処する。

② 整備作業（危険を伴わないと判断できる作業を除く）に関する社船実習生の安全確保

ア. 社船実習生の指導

a. 作業開始から、作業終了まで、乗組員 1 名以上が社船実習生に対する作業指導者として作業中の社船実習生の安全を確保する。

b. 作業指導者は、作業開始前に、作業内容及び安全上の注意事項の説明を行う。

イ. 安全確保

作業に関する安全確保については、SMS 安全管理マニュアルに従う。

ウ. 安全教育

各部安全担当者は、乗組員に対すると同様、社船実習生に対しても安全教育を行う。

エ. 保護具の着用

a. 船員労働安全衛生規則に定める保護具を着用させる。

b. 暴露甲板上及び機関室等での作業については、安全帽を着用させる。

③ 荒天中の安全確保

ア. 暴露甲板の歩行制限

甲板部安全担当者は、社船実習生に対して、必要に応じて暴露部に出ることを制限し、居住区を歩行する際は、ストームレールを持ち、いつでも動揺に対し、体を保持することを周知する。

イ. 移動物の固縛

甲板部安全担当者は、荒天が予想される場合、社船実習生居住区の移動物を固縛させるほか、割れやすい私物の管理について注意を促す。また、荒天状態においては、社船実習生居住区の移動物の固縛確認を行う。

(3) 緊急事態での社船実習生の安全確保

① 総員退船部署

ア. 船長は、総員退船部署配置表に救助艇又は膨張式救命筏の社船実習生の配置及び避難

誘導係を定め社船実習生居住区に掲示する。

イ．総員退船時、各艇指揮は社船実習生の員数の確認及び服装の点検を行う。特に、救命胴衣の着用等服装については、確実に確認する。

ウ．総員退船時、船長及び各艇指揮は社船実習生がパニックに陥らないよう、情報の提供を適切に行い、毅然とした態度をとり、言葉を明瞭にする。また、指示は明確に示す。

② 防火部署

ア．船長は、防火部署配置表に社船実習生を避難誘導する避難誘導係を定め、社船実習生居住区に提示する。

イ．船長は、停泊中の火災発生時、速やかに船外に通じる誘導経路を設定し、社船実習生の避難等に関する適切な指示を行う。

ウ．船長は、乗組員による避難誘導の他に、避難先を実習生に伝達する方法を確保する。

エ．船長は、航海中の火災発生時、社船実習生の避難誘導先を決定する時は、風上の場所で社船実習生等が煙に巻かれない場所を決定するとともに、誘導経路について、適切な指示を行う。

オ．避難誘導する乗組員は、社船実習生がパニック陥らないよう毅然とした態度をとり、言葉を明瞭にする。また、指示は明確に示す。

カ．船長は、船内マイクを有効に使用して、火災等の情報を、社船実習生に知らせ、社船実習生がパニックに陥らないように配慮する。

③ その他の緊急対応について

上記以外の緊急事態について、船長は、人命の安全を第1として社船実習生の安全を図り対処する。

(以 上)